

清須市見守りカメラ設置費補助金交付要綱

平成25年3月29日

告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、安全で安心なまちづくりを推進し、住民の安全を確保するため、見守りカメラを設置するブロックに対して、その設置費用を補助することについて、清須市補助金等交付規則（平成17年清須市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「見守りカメラ」とは、街頭犯罪、侵入盗等の未然防止を図るために、主に道路を写すために設置される映像撮影装置で、映像を記録する機能を有するものとする。

(補助金対象者)

第3条 補助金の対象となるブロックは、見守りカメラを設置するブロックのうち、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 「清須市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に適合した防犯カメラの運用要領を策定していること。
- (2) 見守りカメラの撮影対象区域内の住民等の同意を得ていること。
- (3) 見守りカメラの設置について、権原を備えていること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、見守りカメラの設置に要する費用とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 維持又は管理に要する費用
- (2) 地代及び占用料
- (3) 見守りカメラの操作指導料
- (4) 既存の設備の撤去に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 ブロックが補助金の交付を受けようとするときは、市政推進委員が清須市見守りカメラ設置費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 見守りカメラの設置がブロックの総意であることを証する総会又は役員会の会議録の写し等
- (2) 住居の全部又は一部が見守りカメラの撮影範囲となる住民等の同意書
- (3) 見守りカメラ及び表示板の設置予定箇所の位置図及び現況写真
- (4) 見守りカメラの撮影対象区域を記載した平面図又は撮影対象区域を撮影した写真
- (5) 防犯カメラの運用要領
- (6) 見守りカメラの管理責任者及び取扱者の指定に関する書類
- (7) 見守りカメラの購入等に係る見積明細書の写し
- (8) 見守りカメラのカタログ等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、清須市見守りカメラ設置費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項の交付決定に条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、その旨を清須市見守りカメラ設置費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第8条 第6条の申請をした者は、当該申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助金の交付決定を受けた後において、計画を変更し、又は中止しようとするときは、清須市見守りカメラ設置費補助金計画変更承認申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、清須市見守りカメラ設置費補助金変更承認通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

（完了報告）

第11条 交付決定者は、見守りカメラの設置が完了したときは、当該見守りカメラの設置が完了した日の翌日から起算して30日以内に、清須市見守りカメラ設置費補助金事業完了報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 見守りカメラの購入、設置等に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 見守りカメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び写真
- (3) 設置された見守りカメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (4) 見守りカメラの設置について、権原があることを示す書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の完了報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、清須市見守りカメラ設置費補助金額確定通知書（第7号様式）により報告者に通知するものとする。

（補助金の交付等）

第13条 前条の確定通知書を受けた補助金交付決定者が、補助金の交付を受けよ

うとするときは、清須市見守りカメラ設置費補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（書類の整備）

第14条 補助金の交付を受けたブロック（以下「補助金交付団体」という。）は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（見守りカメラの管理）

第15条 補助金交付団体は、補助金により設置した見守りカメラについて、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

（雑則）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。